

# 「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（仮称）素案」の概要

## 1 【目的】

太陽光発電事業の実施による自然環境、生活環境及び景観その他の良好な地域環境に及ぼす影響に鑑み、事業者が太陽光発電事業における太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に至る事業活動の全般について環境を保全し、災害の発生を防止する方法で適切に実施するよう必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、もって県民の安全で安心な生活の確保と環境等との調和を図ることを目的とする。

## 2 【基本理念】

太陽光発電事業は、地域に根ざし、県民の安全・安心な生活と豊かな自然環境、生活環境及び景観その他の良好な地域環境との調和を図りながら安定的に運営されるものでなければならないことを基本理念とする。

## 3 【対象施設】

発電出力10kW以上の野立て太陽光発電施設

## 4 【設置規制区域】

次に該当する区域（以下「設置規制区域」という。）においては、太陽光発電施設を設置してはならない。ただし、あらかじめ知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 森林の伐採を伴う区域

■森林法に規定する地域森林計画対象民有林（5条森林）及び国有林

(2) 土砂災害等が発生している、又は発生するおそれが高い区域

■山梨県砂防指定地管理条例に規定する砂防指定地

■地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域

■急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(3) 土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域

■土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

## 5 【設置許可の申請】

4の設置規制区域に太陽光発電施設を設置しようとする事業者は、あらかじめ設置許可を受けなければならないものとする。

## 6 【申請前に事業者が行う事項】

1 環境及び景観に及ぼす影響の評価

■事業地周辺の環境及び景観への影響について調査、予測及び自己評価を行わなければならない。（調査項目）地形・地質、動植物、生態系、水象（湧水等）、騒音、反射光等

2 地域住民等への説明

■説明会を開催し、事業計画の内容を説明しなければならない。

■説明を行うにあたっては、住民に理解が得られるよう努めるとともに、住民の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

## 7 【設置許可】

1 知事は、設置許可の申請があった場合において、当該申請に係る太陽光発電施設が次の基準に該当すると認められるときに限り、設置を許可することができる。

(1) 森林の伐採を伴う区域

■土砂の流出又は崩壊その他の災害、水害を発生させるおそれがないこと。

(2) 土砂災害等が発生している、若しくは発生するおそれが高い区域

■土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかであること。

(3) 土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域

■想定される土砂災害等による施設の損壊等のおそれがないこと、又は施設の損壊等が生じた場合でも人的・建物被害、避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであること。

(4) 前各号に定めるもののほか、関係法令等の規定に違反しないこと（自然公園法、電気事業法等）。

2 知事は1による許可をしようとする場合は、当該太陽光発電施設のある市町村長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

3 知事は、1による許可をしたときは、公表するものとする。

## 8 【設置届】

太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

## 9 【維持管理】

1 事業者は、次の維持管理に関する基準に従って太陽光発電施設及び事業区域（以下「太陽光発電施設等」という。）を適正に維持管理しなければならない。

(1) 太陽光発電施設等は、土砂災害等の防止及び自然環境等の保全における支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。

(2) 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等の発生が想定される場合又は土砂災害等が発生した場合に、周辺環境に影響を及ぼす状況を防止するために必要な対応が講じられること。

(3) 土砂災害等による施設の損壊など周辺環境に影響を及ぼす状況が発生した場合は、速やかに復旧すること。

2 事業者は、当該太陽光発電施設等を維持管理するための計画を作成及び公表し、かつ、当該計画に従い当該太陽光発電施設等の点検を行わなければならない。

3 当該太陽光発電施設の事業区域内に設置規制区域が含まれる場合は、2により作成した計画を知事に提出し、かつ、2による点検の結果を知事に報告しなければならない。

4 事業者は、土砂災害等が発生した場合は、速やかに太陽光発電施設等及びその周辺を確認し復旧に必要な対応を講じるとともに、事故報告書を知事に提出しなければならない。

## 10 【廃止届】

太陽光発電事業を廃止するときは、事前に事業廃止届を提出しなければならない。

## 11 【措置命令等】

1 許可の内容に適合していない事業者、維持管理基準に適合していない事業者等に対し、指導及び助言、報告の徴収、立入調査、勧告、措置命令、事業者名等の公表をすることができる。

2 公表したときは、国に通報しなければならない。

3 許可を受けないで設置した者、虚偽の届出等を行った者又は正当な理由がなく報告若しくは立入検査を拒んだ者は、5万円以下の過料に処する。

## 12 【経過措置等】

1 設置規制区域及び設置許可に関する事項については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に工事に着手した太陽光発電施設（以下「既存施設」という。）は適用しない。

2 既存施設に係る事業者は、施行日から6月の期間内において、知事への届出その他の必要な対応を行わなければならない。

3 施行予定日 令和4年1月1日